

令和4年度地方創生アドバイザー事業実施要綱

第1 趣 旨

一般財団法人地域活性化センター（以下「センター」という。）は、地域社会の活性化を図ることを目的として、この要綱の定めるところにより、地方創生に向けて適切な助言を行う各分野の専門家（以下、「アドバイザー」という。）を招聘し、自主的、主体的に地域づくり活動に取り組む事業に対する支援を行う。

なお、この支援事業は、市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ）の収益金の交付を受けて行うものである。

第2 助成対象団体

助成対象団体は、次の各団体とする。

（1）市町村（特別区を含み、指定都市（地方自治法第252条の19第1項）を除く。以下同じ。）

（2）広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会

第3 助成対象事業

1 助成対象事業は、助成対象団体が地域の活性化を推進するために実施する事業で、テーマに具体性のあるものとする。

2 助成対象事業は、令和4年4月1日から令和5年2月末日までに実施する事業とする。

第4 助成対象経費

助成対象経費は、助成対象団体がアドバイザーを招聘するために要する謝金、交通費及び宿泊費とする。

第5 助成金

1 助成金の額は、1件につき20万円を上限とする。

2 助成金の額は、助成対象経費の100%以下とする。

3 助成金の額に1,000円未満の端数があるときには、助成金の額は、当該端数の金額を切り捨てた額とする。

第6 助成の申請手続

1 この要綱による助成を受けようとする市町村の長、広域連合の長、一部事務組合の長又は地方自治法の規定に基づき設置された協議会の長（以下「助成対象団体の長」という。）は、都道府県知事を経由して、一般財団法人地域活性化センター理事長（以下「理事長」という。）に、令和4年1月24日までに助成申請書（様式第1号）を提出するものとする。

2 申請件数は一助成対象団体につき一件とする。

第7 助成の決定等

1 理事長は提出された助成申請書の内容を審査し、助成する事業及び助成金の額を決定するものとする。

2 前項により助成を決定した場合、理事長はその結果を、都道府県知事を経由して助成対象団体の長に通知するものとする。

- 3 前項の通知を受けた助成対象団体の長は、事業に着手する前に事業進行表（様式第2号）により、センターに報告するものとする。

第8 事業内容の変更等

助成対象団体の長は、助成対象事業について、その内容を変更する必要が生じた場合又はやむを得ない事情により中止する場合には、変更・中止承認申請書（様式第3号）により、その理由と内容を、都道府県知事を経由して理事長に提出し、事前にその承認を受けるものとする。

第9 実績報告

助成対象団体の長は、助成対象事業の完了日から起算して1月を経過した日又は令和5年2月末日のいずれか早い日までに、都道府県知事を経由して理事長に実績報告書（様式第4号）を提出するものとする。

第10 助成金の交付

理事長は、実績報告書を受理した後、交付すべき助成金の額を確定し、その旨都道府県知事を経由して助成対象団体の長に通知するとともに、助成対象団体の長に助成金を交付するものとする。

第11 その他

- 1 センターは、アドバイザーに関する情報提供を行う。
- 2 この要綱に定めるもののほか、事業の運営及びその他事業に関して必要な事項はセンターが別途定める。